

令和 3 年度係長のための部下育成研修指導業務 業務説明書

1 業務名

令和 3 年度係長のための部下育成研修指導業務

2 業務内容

令和 3 年度係長のための部下育成研修について、カリキュラムの企画・調整、研修資料の作成・原稿データ納品、講師の手配、研修動画の制作・DVD納品を行う。

3 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）までの間において、別途定める。

4 研修概要

(1) 目的・ねらい

部下ひとりひとりの個性や特性を捉え、部下のタイプに応じて効果的に部下育成ができるようになること。

(2) 概要

ア 自分自身の固定観念を見直すことで視野を広げ、部下に対する今後の関わり方や伝え方のポイントを学ぶ。

イ 部下育成上の問題を取り上げ、様々なタイプの部下に対する対応を学ぶ。

(3) 受講対象者（予定）

令和 2 年度以前に昇任した係長職で、部下を持つ係長職。

30 人程度

(4) 実施形態（予定）

下記の「研修受講期間」内において、各受講者が自席のパソコン等で研修動画を視聴する。

(5) 研修受講期間（予定）

令和 3 年 9 月

(6) DVD の制作枚数

2 枚

(7) 研修資料及び DVD の納期（予定）

令和 3 年 8 月中旬

(8) 研修時間

演習に取り組む時間を含めて、2 時間 30 分程度とすること。

(9) 講師について

講義の実施にあたり、必要な講師数は 1 名以上とする。

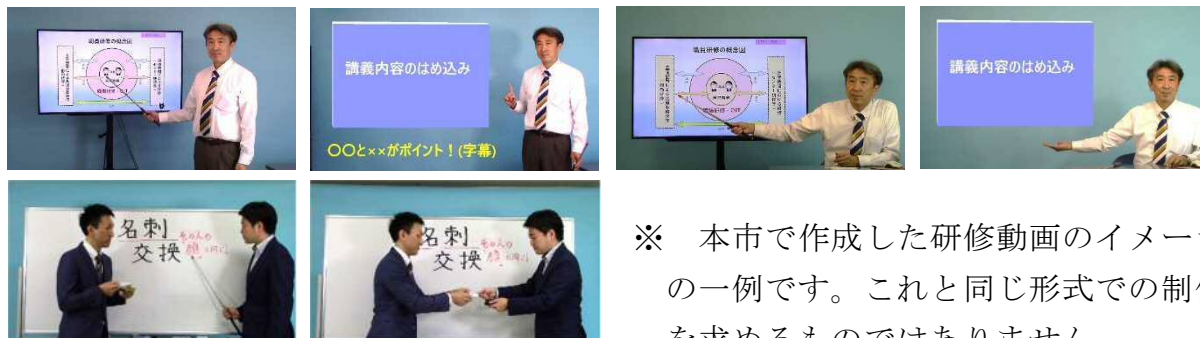
(10) 研修動画への要望事項

構成・演出

ア 動画全体が鮮明で、見やすいこと

イ 音声は明瞭で、聞きやすいこと

- ウ 下記のように、講師と研修資料（スライド等）が場面に応じて見やすくなるように編集されていること。
- エ 受講者の興味を引き出すための工夫を行うこと（視覚と聴覚の両方に訴えかける演出、実演、ナレーション、字幕を付けるなど）。
- オ 受講者に語りかけるような演出を行うこと。
- カ 動画とテキストを連動させて学習しやすいように工夫すること（動画内にテキストのページ番号を付けるなど）。



※ 本市で作成した研修動画のイメージの一例です。これと同じ形式での制作を求めるものではありません。

(11) カリキュラムへの要望事項

ア 研修内容

札幌市では職位・職種ごとに職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として「標準職務遂行能力（提案説明書に記載されている、札幌市職員人材育成基本方針 URL 参照）」を定めている。

そのうち、係長職に求められる能力の一つとして「人材育成力」を定めており、「部下の個性及び生活環境の多様性に合わせて育成方法を工夫し、その資質を向上させること」が求められている。また、「札幌市子育て・女性職員応援プラン（提案説明書に記載されている URL 参照）」において、ダイバーシティに配慮し、「誰もが働きやすく、活躍できる」職場づくりを進めていくため、職員の意識改善を図ることとしている。

部下の中には、例えば仕事とプライベートの両立に悩む女性の部下、育児・介護などの理由により短時間勤務を選択している部下、障がいを持つ部下、年上の部下など多様な部下が存在し、直近の上司となる係長職は、それらの部下に応じた多様な指導育成方法を身に付ける必要がある。

よって、本研修指導業務については、受講者が実際に部下育成上の課題を抱えていることを踏まえ、次の内容を効果的に学べる内容とすること。

- ・多様な個性や生活環境、身体状況にある職員との効果的な関わり方と具体的な育成方法
- ・係の運営上、問題のある部下の個別の対応方法（同じミスを繰り返す、能力又はモチベーションが低い等）
- ・効果的な部下への仕事の任せ方

イ 事前・事後課題

事前・事後課題は実施しない。必要な演習等は、上記の「研修時間」内に盛

り込むこと。

ウ 質問対応

研修効果を高めるため、研修受講後に受講者から質問があった場合は、本市において取りまとめを行い、受託者あて回答作成を依頼する。

受託者においては、本市から回答作成の依頼があった後 1 週間以内に講師と連絡調整のうえ回答作成し、本市に回答結果を送付すること。回答結果は、本市から受講者あて適切な手段で伝達する。

なお、受託者からの回答に対して、受講者から更に質問があった場合には、1 回に限り対応すること。

5 想定業務費

792千円（税別額）

- (1) 想定業務費に含まれるのは次のとおり。
 - ア 研修概要に記載のある条件での詳細な研修カリキュラムの作成・内容調整・質問対応に係る費用
 - イ 研修資料・教材作成に係る費用
 - ウ 研修動画撮影当日の講義指導費
 - エ 研修動画撮影及び動画編集費
 - オ DVD制作費（2 枚）
- (2) 契約に当たっては確定した受講対象者数等で必要な調整を行った上で契約候補者と見積合せを実施する。